

# 「お試し」のつもりが定期購入!?

## ～通信販売の契約内容はよく確認しましょう～

インターネットのホームページ等で「初回のみ無料!」「お試し価格」などの広告を見て、健康食品や化粧品等を通常価格より安い価格で購入したつもりが、実際は「定期購入契約」だったというトラブルが急増しています。

また、解約を申し出たところ、「解約はできないと言われた」「事業者から通常価格を請求された」、更には「事業者へ電話が繋がらない」という相談もみられます。

### 定期購入トラブル例

消費者は…

何でまた届いたの!?

※2回目の商品も届き定期購入だと気づく

事業者は…

ちゃんと書いてあるでしょ!

・1回だけのつもり  
・定期購入にした覚えはない

・定期購入が条件と記載してある  
・途中でやめるなら  
1回目の通常価格と送料  
2回目も通常価格と送料を支払って欲しい

この記載が重要なポイント!!

※5ヶ月以上の購入が条件です

広告イメージ (ホームページやSNS等)

サブリ

通常価格 5,000円 (送料500円)

1回目 無料! (送料500円のみ)

2回目以降 特別価格 20%OFF 4,000円! (送料無料)

今すぐ注文する

### こんな相談事例があります

【定期購入契約であることの表示や、定期購入期間内に解約できない旨の表示が分かりにくい】  
ネット通販の広告に健康食品がお試し価格で紹介されていたので、クレジットカードを使って購入した。試してはみたものの、続けて買いたいとは思わなかったため、そのままにしていたら、翌月も商品が送られてきた。送付状には、定期購入となっている旨が記されていて、2回目に送付された商品の価格は、お試し購入の3倍以上となっていた。メールでキャンセルを申し出たところ、3回目の商品受取り後にならないと解約はできないと返事が来た。



### 【ポイント】

トラブル例の広告にあるように、1回目「無料」と言った表示が強調されている一方で、定期購入が条件であることは他の情報より小さい文字で表示されていたり、注文画面とは別のページに表示されていたりする場合があります。

契約に当たっては、契約内容や解約条件についての広告表示の有無、表示がある場合は、その内容を確認したうえで、契約するかどうかを慎重に判断しましょう。

### ■消費者へのアドバイス・・・商品注文前に次のことをチェックしましょう

- 事業者名や連絡先等の記載があるか
- 契約内容や解約条件について記載があるか → 記載がある場合は【契約の内容】・定期購入が条件になっていないかどうか【解約の条件】・定期購入期間内に解約が可能か・解約の申し出先や方法

トラブルになった場合には最寄りの消費生活センターに相談しましょう